

【表紙】

【提出書類】 変更保有報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2026年6月24日

【提出日】 2026年7月1日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ステラファーマ株式会社
証券コード	4888
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 田村 哲也 相川 勇太 深見 瑞
電話番号	03-5220-1801

## (2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）
-----------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H 2,100,000	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 2,100,000	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			2,100,000
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				2,100,000

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年6月24日現在)	AD	36,034,100
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	2,100,000
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	

上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100）	5.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	8.13

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年6月22日	株券	1,000,000	2.62	市場外	取得	316円（第三者割当）
2026年6月22日	新株予約権証券 （第6回新株予約権）	1,050,000	2.75	市場外	取得	新株予約権1個当たり211円（第三者割当）
2026年6月24日	株券	1,000,000	2.62	市場外	処分	315円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc.（以下「割当先」という。）との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第5回及び第6回新株予約権 >

(1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 発行者は、割当先との間の2026年3月31日付のエクイティ・プログラム契約に基づく各発行の各払込日後90日目に終了する期間中、原則として、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、普通株式、その他の資本性商品、普通株式又はその他の資本性商品に転換若しくは交換されうる証券、又は普通株式若しくはその他の資本性商品を取得若しくは受領する権利を表章する証券（以下「対象証券」と総称する。）の発行等を行わない。割当先は、当該期間中、対象証券の発行等に承諾する場合、割当先の持分割合に応じて、当該対象証券の発行等に参加する権利を有する。

(3) 普通株式若しくは新株予約権の全部を割当先が保有しなくなる時まで、発行者が株価連動取引（以下に定義される。）に関する第三者からの提案等を検討する場合、発行者はまず、当該株価連動取引を検討する意向及びその主な条件等を記載した書面による通知を割当先に行う。当該通知がなされた場合、発行者は割当先の要求に従い、当該通知の日付から2週間、割当先と当該株価連動取引について排他的に誠実に協議する。

「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行に係る当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が(A)当社普通株式の東京証券取引所における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定又は変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記(i)又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

「株式等価物」とは、当社又は当社子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

(4) 発行者が一定の組成再編等の重要な取引を行う場合や発行者に一定の債務不履行事由等が生じた場合、発行者は、割当先の請求に応じて新株予約権を一定の計算方法に従い算出される金額で買い取る。

(5) 発行者は、エクイティ・プログラム契約に基づく各回の発行のそれぞれに係る新株予約権に関して、各払込日から起算して一定期間経過した日（以下「行使指示可能日」という。）の直前10連続取引日における1株当たり出来高加重平均価格（VWAP）の最高値が、一定の価格以上であること等を条件として、割当先に対して、行使指示可能日において、残存する全部又は一部の新株予約権を行使するよう指示することができる。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
---------------	--

借入金額計 (AH) (千円)	
その他金額計 (AI) (千円)	8,012
上記 (AI) の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計 (千円) (AG+AH+AI)	8,012

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地